

基本方針についての論点 中間整理

一 基本方針の位置付けについて

【部会での主な論点】

P F I の基本理念・位置付け等の記載の必要性

P F I の基本理念・位置付け、国としての基本的な方針について、方向性、大局観を示すべき 等の意見

〔意見の概要〕

- ・P F I の基本理念、位置付け、国としての基本的な方針について、前文のような形で記載すべきではないか。
- ・基本方針では、個別具体的なことまでは書けないが、基本的な方向性、大局観のようなものを示すべきではないか。
- ・基本方針は、積極的に P F 事業の実現を推進し、発展させるとの方向性を強く示すものであるべき。
- ・基本方針は、P F を国民に対しよりよい公共サービスをより効率的に提供できるスキームとして構築・改善していくプロセスをも提言するものであるべき。

二 民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項

(1) 特定事業の対象として取り上げるべきものについての基本的考え方

【部会での主な論点】

公共が行うべき事業との整合性

整備計画等との整合性が必要、国民ニーズとの適合が必要 等の意見

V F M との関係

V F M の見込みが必要 等の意見

〔意見の概要〕

- ・本来公共が行うべき事業（整備計画等との整合）で、VFMが期待できるものが基本。
- ・あまり公共部分が小さいものもいかがかと思うが、本来公共がやっている事業にあまり限定するとVFMが出てこない。
- ・民間に委ねたままでは将来的な公共の負担の著しい増高が見込まれる分野についても含めてはどうか。
- ・民間の発意であっても、公共の政策ニーズに合うことと、全体の整備計画との整合性の観点が必要。
- ・地方公共団体が行う場合で考えれば、住民のニーズがあって、議会が承認したものであればよいのではないか。
- ・地域、時代によって公共が関与すべきサービス内容は異なる。そもそもの官民分担の在り方にまで議論を広げるのはここでは困難であり、現に公共が行っていて、PFIでできる事業としてはどうか。
- ・公共施設等の対象が広いことに鑑み、結果的に国民、住民のためになる等の要件のチェックが必要ではないか。
- ・公共性、社会性等に適っていることという判断基準が必要ではないか。
- ・住民のニーズは層によっても異なる。例えば途上国の場合、全般的に見れば順位の低いものでも一部住民にとってはニーズがあり、独立採算で収支相償するようなものもあるのではないか。
- ・対象事業については、法の「公共施設等」が対象を限定しているとはいいい難く、VFMが満たされる限り、多様性を肯定せざるを得ないことになる。
- ・法が定める範囲内において、対象の多様性を許容すること。ただし明確かつ適切な判断基準を設けること。
- ・PFIに枠をはめるような議論は適当でない。
- ・原則論として、VFMと独立採算とは別の次元の話であり、VFMの要件として採算性を引用すべきではないのではないか。
- ・単なる経費の削減にとどまるのではなく、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用するという考え方が重要。
- ・基本方針において、各省庁が、どういう事業をPFIでやるのかという基本的な評価・方向付けをすることが必要ではないか。

(2) 民間事業者の発案があった場合の対応の在り方

【部会での主な論点】

発案の取扱い、判断基準

発案の取扱いや発案に対する判断基準の提示が必要 等の意見

透明性の確保

発案の取扱いについて透明性の確保が必要 等の意見

【意見の概要】

- ・発案をするに当たっての仕組み、その取り上げ方、透明性・公平性の確保が課題。
- ・発案について、少なくとも事後に定期的にとりまとめ、公表することが必要ではないか。
- ・発案の取扱い、判断基準について基本方針で示すことが必要ではないか。
- ・民間発案については、一部に、民間に何らかの「権利」があるかのような誤解があるのではないか。

(3) 実施方針の策定、公表に当たっての基本的考え方

【部会での主な論点】

透明性の確保

公開性が重要である 等の意見

実施方針の内容

実施方針では、事業選定等についての考え方を明確にすべき 等の意見

内容の順次詳細化

早期に公表、順次詳細化ということも許容すべき 等の意見

【意見の概要】

- ・住民参加のためにも公開性が重要。
- ・実施方針では、事業選定等についての考え方を明確にすべきではないか。
- ・公募書類ではないのだから実施方針としてどこまで書くかということが課題。
- ・多様な形の実施方針や実施方針の順次詳細化を許容できるようにしてはどうか。

(4) 特定事業の選定についての基本的考え方

【部会での主な論点】

V F Mの考え方

V F Mが基本条件、V F Mの評価方法が課題、V F Mの算出では財政上の支援・税等を考慮すべき、定量化が困難なものは定性的評価も考慮すべき等の意見

性能発注への配慮

性能発注では、民間事業者の募集に応じる等して、民間側から具体的な提案があった段階でV F Mが算定できるようになることに配慮すべき等の意見

透明性の確保

透明性の確保が必要等の意見

意見の概要]

- ・VFMがあることが基本。
- ・より高く、より良質のサービスであってもVFMがあればよしとするのか。
- ・VFMの算定上、リスクの定量化や税の取り扱い等が課題となるのではないか。
- ・基本的な考え方として、PSCとイコールフットイングで考えるべき。
- ・今後の展開に伴い、フォローアップ、リバイスされることを前提に、VFMの評価方法を何らかの形で示すべき。
- ・選定時の判断の際、定量化が困難なものについては定性的な判断も十分考慮すべき。
- ・VFMの測定方法はPSCとの比較に限らず複数あってよいのではないか。
- ・建設から運営まで一括して発注する場合と別々に発注する場合との比較も必要ではないか。
- ・事業者の選定段階で、性能発注に対し民間が提案し公共がVFMを確認することが基本となることを踏まえるべき。
- ・住民参加のためにも公開性が重要。
- ・評価の透明性を上げていくことが重要。

三 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

【部会での主な論点】

競争の原則

競争的な選定を原則とすべき、地方公共団体のニーズを考えると随意契約も視野に入れておいた方がよい 等の意見

評価方法・基準の問題

価格以外の条件も含めた評価が必要 等の意見

性能発注の重要性

性能発注が重要 等の意見

〔意見の概要〕

- ・民間事業者の発意による場合も含め、競争的な選定を原則とすべきではないか。
- ・PF Ⅱが試行段階にあることにも鑑み、地方公共団体のニーズを考えると、随意契約も視野に入れておいた方がよいのではないか。
- ・事業者の選定方法は、実施方針で明確にすべきで、基本方針ではあまり制約しない方がよいのではないか。
- ・PF Ⅱの仕組みと入札等の現行制度がうまくかみあうかという心配。基本方針策定後も息の長いフォローアップが必要。
- ・性能発注が重要。
- ・価格は極めて重要だが、唯一の評価基準とはならないのではないか。
- ・ポイント制による総合評価により選定できるのではないか。
- ・選定されなかった民間事業者が発案時の段階で共通的に利用可能な情報等を得るため支出した費用の分担につき配慮しておくことが重要。
- ・上位落選者には入札コストを一部でも補償することは有益なこと。
- ・発案にかかった費用については、民間事業者はリスクを負ってやったのだから、事業を実施する者が必要だと思えば買うという整理でよいのではないか。
- ・民間事業者の構成に対し、幅広い解釈を許容すべき。

四 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的事項

【部会での主な論点】

リスクの扱い

リスクとその官民分担の明確化が必要、リスクを最も適切に管理できる者によるリスク負担が原則 等の意見

サービス水準の監視、会計的監視

維持管理・運営段階でのサービス水準の監視及び会計的・経営的監視が重要 等の意見

公的関与の限度

契約内容を超えた関与をしないことが重要 等の意見

種々の事態を想定した契約の締結

種々の事態を想定して契約を締結することが重要 等の意見

終了時に関する契約の締結

終了時の財産の取扱いの明確化が必要 等の意見

意見の概要]

- ・リスクはそれを最も適切に管理できる者が負担するのが原則。
- ・リスクの明確化と官民分担の明確化が必要。同時に、リスクの軽減、ヘッジに関する記載も必要。
- ・事業の独立会計及び選定事業者の他の事業からの独立が重要。
- ・プロジェクトファイナンスを用いないような案件からPF事業が始まるのではという印象。
- ・維持管理、運営段階での会計的監視及びサービス水準の監視が重要。
- ・会計的監視のみならず、経営的監視が必要。
- ・監視には民間の第三者的機関等を将来的に活用していくという視点もあってよいのではないか。
- ・経営的監視については、政府ではなくファイナンス主体によるべきではないか。
- ・種々の事態を想定した契約の締結が重要。また、契約に基づかない権利義務関係の発生を認めないことが重要。
- ・PF事業で形成された資産の位置付けの明確化が必要。

五 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的事項

【部会での主な論点】

実施方針による措置・支援内容の明確化

民間事業者の法的位置付け等の明確化、支援措置等の明確化が必要 等の意見

国としての基本的方向性（基本方針の位置付けと関連）

措置・支援について国としての基本的な方向性を示すべき 等の意見

〔意見の概要〕

- ・支援は積極的に行われることが望ましいが、国のレベルで考えると、需要がない状態で、法制度変更や供給サイドで施策を考えるというのは不自然なことになるのではないかと。基本方針については、まず理念が重要。
- ・民間事業者の法律的、経済的な地位が事業期間中安定的に確保されることが重要。
- ・必要許認可の範囲、適用される支援措置等を明らかにできる範囲で明確化することが望ましい。
- ・法制度等について、基本方針で細かいことは書けないので、具体的な法改正ということとはともかく、運用・解釈を含めての方向性の基本理念・シグナルを示すべきではないかと。（基本方針の位置付けと関連）
- ・行革・規制緩和等の方向性を前文なりにうたうべきではないかと。
- ・公的支援のポイントは、VFMが補助等の後も十分確保されることと、民間事業者が十分なリターンを確保することであるが、この2つはトレードオフではないかと。
- ・まずは、現行制度の下での対応を考えるべき。

六 その他

- ・VFM判定の方法について、評価のガイドラインが必要。
- ・PF 推進委員会において基本方針を補足する内容を盛り込むガイドラインを策定し、PF のプロセスが円滑に進められるようにすることが必要。
- ・基本方針は、どうしても総括的、抽象的にならざるを得ないので、図表等も含め解説書が必要。
- ・上記ガイドラインや解説書は適宜改訂され、状況に合わせて適切にPF の促進に寄与するものとする必要がある。